

女性活躍

人材確保・定着につなげるための

外国人材



高知県働きやすい 環境整備事業費補助金

多様な人材が、適材適所で活躍できるような環境整備を行う中小企業者等を支援します!!

多様な
働き方



対象事業者



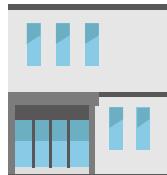
県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等

- ① 就業規則を作成し、労働基準監督署へ届出を行っている、又は作成予定であること
- ② 常時雇用する従業員を1名以上有していること
- ③ 県税及び県に対する税外未収金を滞納していないこと
- ④ パートナーシップ構築宣言の登録をしていること 等

※中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者

※農業協同組合、漁業協同組合、森林組合

※常時使用する従業員の数が300人以下の医療法人、社会福祉法人、学校法人



パートナーシップ構築宣言とは？

「取引先との共存共栄」の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を、企業規模に関わらず「発注者側」の立場から代表者の名前で宣言することで、取引先とのパートナーシップ強化を図る国の制度です。

詳細は
こちら!!



活用例



① 女性活躍の推進に関する取組

女性用トイレの整備、休憩室・更衣室・シャワー室の整備、
パワーアシストスツールの導入



② 外国人材の活躍に向けた取組

既存の会社PR動画の翻訳費用、外国人材向けの社内マニュアル・標識類の作成、
住居の改修費用(技能実習制度又は特定技能制度を活用する外国人材の住居に限る)

③ その他多様な働き方の導入に向けた取組

フリーアドレス、子連れ出勤の導入に必要な設備・什器の導入、キッズルーム、
ベビールームの整備、職場のバリアフリー化(多機能トイレの整備やスロープの設置)

詳細については、
補助金募集要領によりご確認ください。

詳細は
こちら!!



問い合わせ先
問い合わせ

高知県商工労働部雇用労働政策課 働き方改革担当

TEL 088-823-9764 受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝・年末年始を除く)

MAIL 151301@ken.pref.kochi.lg.jp

補助要件

人材確保・定着に係る取組計画に記載された数値目標に係る取組を実施するために必要な以下の経費

	補助対象経費	補助率	補助金額
ハード事業	<ul style="list-style-type: none">施設・設備等工事請負費設備、機器導入費 (毎年必要となるリース料、サービス利用料を除く)物品購入費(購入価格5万円以上に限る)その他整備に必要な物品購入費(消耗品を除く。)及び取付費として知事が必要があると認める経費	<ul style="list-style-type: none">① 下記のいずれかに該当する者: 4分の3以内<ul style="list-style-type: none">高知県ワークライフバランス推進企業認証制度において、男性育休推進部門を含む4部門以上の認証取得している者こうち外国人材優良サポート事業者認証制度において、3つ星を取得している者補助事業期間内に2名以上の正規雇用転換を実施する者(補助事業完了日において正規雇用者が2名以上増加していること)② 下記のいずれかに該当する者: 3分の2以内<ul style="list-style-type: none">高知県ワークライフバランス推進企業認証制度において、3部門以上の認証取得している者こうち外国人材優良サポート事業者認証制度において、2つ星を取得している者補助事業期間内に1名以上の正規雇用転換を実施する者(補助事業完了日において正規雇用者が1名以上増加していること)③ 上記①・②以外の者: 2分の1以内	600万円以内(補助金額が10万円に満たない場合は対象外)
ソフト事業	<ul style="list-style-type: none">就業規則やハラスメント規定等関連規定の見直し又は作成に要する費用 (社会保険労務士等への謝金)		10万円(上限)
	<ul style="list-style-type: none">環境整備のための高知県登録働き方改革コンサルタントの派遣等に係る謝金、旅費その他知事が必要があると認める経費(人件費を除く。)	定額	5万円(上限)

1. 募集期間（申請受付期間）

ハード事業:令和7年9月30日まで ソフト事業:令和7年12月15日まで

2. 事業実施期間

令和8年2月27日まで

交付決定を受けた日から

※事業実施期間内に事業を完了させる必要があります。
(天災事変等のやむを得ない事情などにより知事が認める場合を除く)



3. 申請手順



本補助金を活用して、高知県登録働き方改革コンサルタントによる支援を受けることができます。

高知県登録働き方改革コンサルタントとは？

県が実施する所定の養成研修を受講した県内在住の働き方改革に関する国家資格保有者(社会保険労務士、中小企業診断士、キャリアコンサルタント等)で、企業の取組を支援する方々です。



詳細は
こちら!!

